

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

更新日 2015年4月1日

マイナンバー



マイナンバー制度とは

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号（マイナンバー：12桁）を付すことにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）となるものです。

マイナンバー制度の効果

- ◆所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。
- ◆添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。
- ◆行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

制度導入の主なスケジュール

- ◆平成27年10月
住民票を有する全ての方に12桁の個人番号が通知されます。
- ◆平成28年1月
社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、個人番号の利用が開始されます。
「個人番号カード」の発行を希望された方には、「個人番号カード」が交付されます。
- ◆平成29年1月
国の機関の間において、ネットワークによる情報の照会・提供が開始されます。
- ◆平成29年7月
地方公共団体等の間においても、ネットワークによる情報の照会・提供が開始されます。

制度全般の最新情報（外部リンク）

- ◆内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページ
ホームページアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ◆特定個人情報保護委員会
ホームページアドレス：<http://www.ppc.go.jp>
- ◆政府広報オンライン マイナンバー特集ページ
ホームページアドレス：<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>
- ◆マイナンバー公式ツイッター
公式 twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR

制度の問い合わせ先（マイナンバーコールセンター）

- ◆電話番号：日本語 0570-20-0178（マイナンバー）
※一部IP電話等ではつながらない場合は 050-3816-9405まで
英語 0570-20-0291
- ◆受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）
- ◆開設期間：平成26年10月1日～平成29年9月末（予定）